

令和元年第4回基山町議会（定例会）会議録（第1日）						
招集年月日	令和元年12月3日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	令和元年12月3日	9時30分	議長	品川義則	
及び宣告	散会	令和元年12月3日	11時24分	議長	品川義則	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
	1番	中村 絵理	出	8番	河野 保久	出
	2番	天本 勉	出	9番	重松 一徳	出
	3番	松石 健児	出	10番	鳥飼 勝美	出
	4番	大久保 由美子	出	11番	大山 勝代	出
	5番	末次 明	出	12番	松石 信男	出
	6番	栗野 久明	出	13番	品川 義則	出
	7番	久保山 義明	出			
会議録署名議員		9番	重松 一徳		10番	鳥飼 勝美
職務のため議場に出席した者の職氏名		(事務局長) 藤田 和彦		(係長) 長野 周次		(書記) 西村 美香子
地方自治法 第121条 第1項に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	松田 一也	まちづくり課長		井上 信治	
	副町長	酒井 英良	定住促進課長		亀山 博史	
	教育長	柴田 昌範	建設課長		古賀 浩	
	総務企画課長	熊本 弘樹	会計管理者		酒井 智明	
	財政課長	平野 裕志	教育学習課長		井上 克哉	
	税務課長	寺崎 博文	こども課保育園長		高木 久幸	
	住民課長	毛利 博司	産業振興課参事		山本 賢子	
	健康増進課長	中牟田 文明	まちづくり課図書館長		城本 直子	
	福祉課長	吉田 茂喜	産業振興課農林業振興係主幹		加藤 浩彰	
こども課長	今泉 雅己					
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 諸般の報告 |
| 日程第4 | 町政報告
提案理由説明 |
| 日程第5 | 議案第41号 基山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定
について |
| 日程第6 | 議案第42号 基山っ子みらい館の設置及び管理に関する条例の制定について |
| 日程第7 | 議案第43号 基山町環境基本条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第44号 基山町環境審議会条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第45号 基山町営駐車場の設置及び管理に関する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第46号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第47号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための
関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第48号 基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の
一部改正について |
| 日程第13 | 議案第49号 基山町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正
について |
| 日程第14 | 議案第50号 基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改
正について |
| 日程第15 | 議案第51号 基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正
について |
| 日程第16 | 議案第52号 町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正について |
| 日程第17 | 議案第53号 基山町職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第18 | 同意第7号 基山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるこ
とについて |

- 日程第19 同意第8号 基山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第20 議案第54号 令和元年度基山町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第21 議案第55号 令和元年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第22 議案第56号 令和元年度基山町下水道事業会計補正予算（第3号）

～午前 9 時30分 開会～

○議長（品川義則君）

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。
これより令和元年第 4 回基山町定例会を開会します。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（品川義則君）

日程第 1. 会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、重松一徳議員と鳥飼勝美議員を指名
します。

日程第 2 会期の決定

○議長（品川義則君）

日程第 2. 会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、別紙定例会会期日程案どおり、本日から13日までの
11日間と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

異議なしと認めます。よって、会期は以上のとおり決定しました。

日程第 3 諸般の報告

○議長（品川義則君）

日程第 3. 諸般の報告を行います。

最初に、閉会中の議会の会議及び研修等について報告をいたします。

令和元年10月 5 日に未来を担う子どもたちが議員役や町長、町執行部役となり、町議会の
模擬体験を通じて自分の夢や希望を提言することにより行政や議会の仕組みを学び、町政、
議会活動への関心を高めていただくため、基山中学校の 3 年生が参加する子ども議会を開催
しました。

次に、令和元年10月 9 日から11日に佐賀県町村議会議長会議長行政視察研修が京都府精華
町及び奈良県上牧町で行われ、議長が出席をいたしました。

精華町では「議会改革・議会活性化への取り組みと今後の課題について」、上牧町では
「タブレット端末導入経緯等について」、視察研修を行いました。

次に、令和元年10月16日から18日に三養基郡町村議会議長会議長行政視察研修が北海道芽室町及び幕別町で行われ、議長が出席をしました。

芽室町では「議会改革の取り組みについて」、幕別町では「協働のまちづくり支援事業について、議会災害時対応指針について」、視察研修を行いました。

次に、令和元年11月7日から9日に福井県あわら市、池田町、大野市で総務文教常任委員会が視察研修を行いました。

あわら市では「小・中学校の学力向上の取り組みについて」、池田町では「リサイクル事業の取り組みについて」、大野市では「結の故郷づくり交付金事業について」、視察研修を行いました。

次に、令和元年11月11日に令和元年第2回三神地区環境事務組合議会定例会が開催され、議長が出席いたしました。

次に、令和元年11月13日に第63回全国町村議会全国大会が東京都のNHKホールで開催され、議長が出席しました。

次に、令和元年11月12日から14日に香川県小豆島町、徳島県神山町、愛媛県四国中央市で厚生産業常任委員会が視察研修を行いました。

小豆島町では「移住・定住政策の取組状況について」、神山町では「神山のまちづくりや創造的過疎について」、四国中央市では「子ども・子育て支援新制度等の取組状況について」、視察研修を行いました。

次に、令和元年11月20日に令和元年11月佐賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催され、松石健児議員が出席をいたしました。

次に、各常任委員会の所管事務調査について、調査結果の報告を求めます。

最初に、総務文教常任委員会の所管事務調査報告を求めます。栗野総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（栗野久明君）（登壇）

おはようございます。ただいまより総務文教常任委員会の所管事務調査報告を行います。

本委員会は、所管事務の調査を終了しましたので、その結果を報告します。

記

1 調査事項並びに調査期日

(1) 消防行政について（令和元年10月30日）

鳥栖・三養基地区消防事務組合への視察研修でございます。

2 調査結果

鳥栖・三養基地区消防事務組合は昭和47年一部事務組合として発足し、現在1市3町（鳥栖市・基山町・みやき町・上峰町）で構成され、管轄区域には人口12万6,042人、5万1,283世帯があります。管轄区域内には消防本部・鳥栖消防署（鳥栖市）、西消防署（みやき町・上峰町）、鳥栖消防署基山分署（基山町）があり、職員数148人で消防・救急業務を遂行しています。平成30年度消防事務組合一般会計決算額は、14億4,680万2,000円であります。

当消防事務組合は消防組織法に基づいて、「安心・安全な地域の創造」という基本理念のもとに運営されています。行動指針では、1、消防組織・施設の充実、2、火災予防の推進、3、防災体制の強化が掲げられており、資料をもとに内容について詳細な説明を受けました。

多発する近年の大雨（台風）や地震による災害に対しては、発災地のみでは対応できない。そこで、消防組織法に基づき、県内はもとより福岡佐賀県境隣接常備消防相互応援協定や久留米広域消防本部との常備消防相互応援協定を締結しています。

また、近年では平成29年7月九州北部豪雨、令和元年8月佐賀県西部大雨等では、応援出動を行ったとの説明がありました。

次に、高機能消防指令センターで説明を受けました。管轄市町全域がコンピューターで統括・制御され、通報に当たっては迅速に対応できる体制が整っていました。119番通報受信件数はここ数年7,000件台で推移していましたが、平成30年は8,390件と増加しました。そのうち、救急に関する通報が多くなっているとの説明を受けました。

その後、消防車両、特殊車両、救急車等の装備や機能について説明を受けました。

当委員会としては、近年の豪雨災害の甚大な被害に対して、これまで以上に消防本部、消防団、各自治体の連携が重要だと認識しました。

さらに、地域では自主防災組織がおのおの防災訓練や勉強会に取り組んでいますが、専門家の知識を学ぶため、研修会等の企画があった場合は要請に応じ、参画してもらうよう要望しました。

以上で報告を終わります。

○議長（品川義則君）

次に、厚生産業常任委員会の所管事務調査報告を求めます。末次厚生産業常任委員長。

○厚生産業常任委員長（末次 明君）（登壇）

皆さんおはようございます。厚生産業常任委員会所管事務調査報告書。

本委員会は、所管事業の調査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

記

1 調査事項及び調査期日

(1) 農業用ため池の現状について

令和元年10月24日に役場内で産業振興課より現状の説明を受け、亀の甲ため池の現地視察をいたしました。

2 調査結果

町内には、ため池台帳で管理している農業用ため池が7カ所あり、所有者は町所有4カ所、国土交通省1カ所、地縁団体1カ所、個人（共有名義）1カ所となっています。管理者は農業用水として水利を利用する各組合となっております。

平成30年7月6日の豪雨により基山町は大きな被害をこうむりました。その中で、園部地区の亀の甲ため池は堤体が崩壊し、1年以上経過した10月末までブルーシートが崩壊部分を覆っている状況にありました。なお、亀の甲ため池の所有権は現在、個人（共有名義）であり、管理者は亀の甲水利組合となっております。

これまで、議会では複数の議員の一般質問で復旧工事の内容、管理や所有のあり方について議論がされてきているが、水利組合の要望と町の対応に相違があると思われれます。現状を正確に把握するため、これまでの経緯について産業振興課から説明を受けるとともに、亀の甲ため池の現地で水利組合代表者2名から詳細な崩壊状況と堤防築造工事に対する意見、水利組合としての今後の意向等について説明を受けました。

町と水利組合はこれまでに、亀の甲ため池の所有権を水利組合から町へ移管すること、農業用水としての利用や管理方法及び水利権に関すること、堤防築造工事費用や国県の補助の確認と受益者負担について協議を重ねてきていますが、根本的な解決策には至っていない状況にあります。なお、崩壊部分については、令和2年2月末までに復旧工事を完了させるとのことをございました。

産業振興課からはこれまでの経緯を時系列で説明を受けましたが、協議内容について水利組合代表者と町との解釈に隔たりがあると感じられました。

当委員会としては、崩壊部分を復旧し、周辺住民や周辺施設に対して安心・安全を担保するとともに、次の事項について水利組合に納得いただく提案をするように要望いたしました。

(1) 町が所有権の移管を受けた後も水利権を有する水利組合が引き続き農業用水として利

用できること。

(2) 草刈りや水位の管理、豪雨時の対応のあり方について覚書を取り交わすこと。

(3) 万が一の堤防決壊における損害賠償は水利組合では負担が困難であるので、町としての最大限の安全対策を講じて被害が発生しないように努めること。

以上で報告を終わります。

○議長（品川義則君）

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 町政報告

○議長（品川義則君）

日程第4. 町政報告を議題とし、町政報告を求めます。松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

改めておはようございます。本日は令和元年第4回定例町議会をお願いいたしましたところ、議員の皆様方には御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本定例会の案件につきましては、後ほど提案理由の説明を申し上げたいと思いますが、条例案件が「基山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」外12件、人事案件が「基山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」外1件、予算案件が「令和元年度基山町一般会計補正予算（第6号）」外2件となっております。

これらについて御提案申し上げ、御審議いただきたいと考えております。

それでは、早速ではございますが、町政報告に移らせていただきたいと思います。

まず、消防防災関係についてでございます。

秋季全国火災予防運動が11月9日から15日まで行われ、基山町では11月10日に防火訓練を実施しました。今回は、第2部管内の園部宝満神社付近で応急救護訓練、初期消火訓練及び火災防火訓練を行いました。また、社会福祉協議会と日本赤十字社による災害食づくりや、簡単な救急法の演習も行いました。当日は、鳥栖・三養基地区消防事務組合、基山町消防団、基山町消防団女性部、区長会などの協力を得て多大な成果を上げることができました。

次に、久留米大学との包括的連携協定についてでございます。

久留米大学と相互に連携、協力し、地域での共存を図るとともに、基山町における地方創生に関する事業を積極的に取り組むことで、人口問題の克服や地域経済の活力増進を図るこ

とを目的に、11月12日に調印式を実施し、包括的な連携協定の締結を行いました。

次に、定住促進に関する事業についてでございます。

「基山定住サブライズプロジェクト」の一環として行っております「子育て・若者世帯の住宅取得補助金」につきましては、今年度補助金申請件数が過去最高の68件となり、10月15日をもって今年度の受け付けを終了しております。

移住体験住宅につきましては、11月末現在の利用件数が、宮浦体験住宅14件、小倉体験住宅12件となっております。

町内の「空家等を売りたい・貸したい人」と「それを買いたい・借りたい人」をマッチングさせる「基山町空家等情報登録制度（すまいるナビ）」につきましては、11月末の登録状況が、空き家の提供者4件、空き家の利用希望者20件となっております。

また、新規事業といたしまして、10月1日より東京圏からのUIJターンの促進と地方の担い手不足対策のため、「基山町移住支援金」の申請受け付けを開始しております。

次に、基山町無料職業紹介所についてでございます。

働きたい方と地元事業者のマッチングを促進し、町内の雇用確保と若者の定住を図るため、無料職業紹介所を庁舎1階に開所して1年となりました。開所から11月末までの求人受け付け件数が287件、雇用契約件数が40件となっております。7月からは雇用関係助成金の取り扱いを開始しております。今後も、きめ細やかな求人情報の収集や提供により雇用機会の創出向上を図ってまいります。

次に、「きやま門前市」についてでございます。

大興善寺の駐車場を利用した「きやま門前市」が11月16日に基山町産業振興協議会の主催により開催されました。イベントは春秋を通じて5回目の開催で、町内外から41件の出店があり、当日は1,900名を超える来場者でにぎわいました。

今後も、大興善寺の春と秋の観光シーズンに合わせた恒例イベントとして定着するよう支援してまいります。

次に、「JR九州ウォーキング」についてでございます。

本年度もJR九州秋のウォーキングが、大興善寺の紅葉の見ごろに合わせて11月30日に開催されました。当日は、天候にも恵まれ1,611名の方が参加されました。ウォーキングコースでは町内の店舗や臨時売店などで特産品や農産物の販売を行い、多くの方に基山町の秋を楽しんでいただきました。

次に、生涯学習関係についてでございます。

10月6日に多目的運動場において「町民体育大会」を開催しました。

10月19日、20日には、鳥栖・三神地区を会場に「佐賀スポーツフェスタ2019」として「第72回県民スポーツ大会」、「第18回佐賀県障害者スポーツ大会」、「さがねりんピック2019」が開催され、佐賀県内の約1万2,000名の選手により熱戦が繰り広げられました。基山町では、サッカー、ソフトテニス、女子バレーボールの競技が行われ、総合成績は町の部6位の結果となりました。

12月1日にはバルセロナオリンピック・マラソン日本代表の小鴨由水選手と2018年ロンドンマラソン、ブラインドマラソン日本代表の山下慎治選手をゲストランナーにお招きし、「第28回きやまロードレース大会・第5回スロージョギング大会」を開催しました。

大会は、2,093名の方にエントリーしていただき、晴天に恵まれ盛大に開催することができました。

また、11月1日から3日までは町民会館において第41回「基山町文化祭」が開催されました。「基山町文化祭」には多くの作品展示や芸能発表を行っていただき、基山町の文化活動に触れていただくことができました。

いずれの行事にも多くの町民の方々に参加をいただき、スポーツと文化の秋を楽しむとともに、地域住民の親睦と交流を深めることができました。

次に、「きやまづくり大学」についてでございます。

町民、町民活動団体、事業者及び町が学びを通じて地域の魅力や課題を共有し、その情報の発信や解決策を実践する人材の育成を図ることを目的に「きやまづくり大学」を昨年開校し、2年目を迎えました。11月のオープン講座は、小林佐賀県副知事を講師に迎え、「魅力ある佐賀づくりを目指して」を演題に講演していただきました。オープン講座には約100名の方が参加され、文化財を活用したまちづくりの取り組みなどを学びました。

「きやまづくり大学」の前期講座は、5月から9月までに5時限を開催し、115名の受講者が参加されました。前期は、町内で活動されている多彩な方による基山町の歴史や創作劇の取り組みなどの講義をしていただき、「基山町のこと」を学んでいただきました。後期も4時限の講義を予定しており、充実した講座となるよう取り組んでまいります。

次に、健康増進対策関係についてでございます。

住民の健康増進や疾病の早期発見、早期予防を推進するため、集団健診と婦人がん検診を

5月から11月にかけて26日間実施し、令和元年度については終了しました。

現在は、健診結果に基づいて特定保健指導を戸別訪問などにより行っているところでございます。

また、介護予防事業等に積極的に参加していただき高齢者がいつまでも生き生き暮らしていただけるよう実施しております健康ポイント事業につきましては、10月末現在で約4,300枚を発行しております。

次に、基山保育園についてでございます。

基山保育園では、10月12日に総合体育館で運動会を、11月30日に町民会館でお遊戯会や習字などの作品展示を行い、園児の健やかな成長を保護者の方々とともに見届けることができました。

青少年健全育成事業関係でございます。

第39回基山町青少年健全育成町民会議を11月4日に開催しました。少年の主張・体験発表では、町内の小中学生8名が約350名の出席者を前に堂々と自分の体験を通じて感じたこと、考えていること、将来の夢などを発表しました。また、アトラクションとして、基山中学校吹奏楽部による演奏ときやま創作劇宣伝隊の皆さんに大会特別版の劇を披露していただき、大会は盛会に終わりました。

次に、生活環境関係についてでございます。

本年で7回目となります町内一斉美化活動「クリーンアップKIYAMA」を11月17日に実施し、区ごとに道路や公園等の散乱ごみの清掃等を行い、町内の環境美化の推進に御協力いただきました。

また、飼い犬の鳴き声や放し飼い、ふん処理などの苦情がふえている中、犬のしつけについても考えてもらうため、10月27日に「犬のしつけとマナー教室」を開催しました。

当日は晴天に恵まれ、16名の飼い主と11頭の犬が参加し、講話と実技を通して犬への接し方、散歩の仕方等の犬のしつけについて学んでいただきました。

次に、工事の発注及び進捗状況についてでございます。

基山っ子みらい館建設工事（厨房設備）につきましては、令和元年10月24日から令和2年3月10日までの工期で、株式会社マルゼン福岡支店が979万円で請け負い、施工しております。

現在の出来高は40%でございます。

基山っ子みらい館建設工事（外構）につきましては、令和元年11月15日から令和2年3月23日までの工期で、鳥飼建設株式会社が2,860万円で請け負い、施工しております。

現在の出来高は20%でございます。

基山町病後児保育施設建設工事につきましては、令和元年10月11日から令和2年3月26日までの工期で、株式会社酒井工業所が3,215万3,000円で請け負い、施工しております。

現在の出来高は40%でございます。

道工31補第3号白坂久保田2号線道路改良工事につきましては、令和元年9月25日から令和2年1月31日までの工期で、株式会社相生園緑地建設が1,441万円で請け負い、施工しております。

現在の出来高は60%でございます。

道工31補第8号三国・丸林線道路改良工事（交差点）につきましては、令和元年11月22日から令和2年3月13日までの工期で、株式会社相生園緑地建設が732万6,000円で請け負い、施工しております。

現在の出来高は5%でございます。

道工30単（繰）第2号車路線道路改良工事につきましては、令和元年11月15日から令和2年3月27日までの工期で、前田土木有限会社が1,881万円で請け負い、施工しております。

現在の出来高は10%でございます。

道工31補第2号跨線橋橋梁補修工事（白坂歩道橋）につきましては、令和元年9月6日から令和2年1月17日までの工期で、鳥飼建設株式会社が1,325万5,000円で請け負い、施工しております。

現在の出来高は70%でございます。

道工31補第6号橋梁補修工事（長の原橋）につきましては、令和元年10月31日から令和2年3月23日までの工期で、株式会社相生園緑地建設が911万9,000円で請け負い、施工しております。

現在の出来高は30%でございます。

道工31補第7号基山駅前線舗装工事につきましては、令和元年11月22日から令和2年2月28日までの工期で、株式会社坂口組基山支店が654万5,000円で請け負い、施工しております。

現在の出来高は5%でございます。

町道舗装補修第1期工事（千夫・長野線外）につきましては、令和元年10月31日から令和

2年1月31日までの工期で、鳥飼建設株式会社が1,111万円で請け負い、施工しております。
現在の出来高は40%でございます。

町道維持補修第1期工事（箱町・麦尾線外）につきましては、令和元年10月11日から令和2年2月28日までの工期で、有限会社林重機が1,547万7,000円で請け負い、施工しております。

現在の出来高は40%でございます。

公工30補（繰）第2号総合公園施設長寿命化工事（総合体育館アリーナ天井）につきましては、令和元年9月17日から令和2年1月17日までの工期で、株式会社堀田工務店が9,130万円で請け負い、施工しております。

現在の出来高は80%でございます。

公工31補第1号総合公園施設長寿命化工事（総合体育館アリーナ電気設備）につきましては、令和元年9月6日から令和2年1月17日までの工期で、株式会社山田電気設備が4,950万円で請け負い、施工しております。

現在の出来高は70%でございます。

基山駅前広場（駐輪場）改修工事につきましては、令和元年11月15日から令和2年2月25日までの工期で、株式会社酒井工業所が1,986万6,000円で請け負い、施工しております。

現在の出来高は10%でございます。

住工31補第1号町営本桜団地外壁改修工事（RC-1）につきましては、令和元年11月15日から令和2年3月23日までの工期で、株式会社坂口組基山支店が2,689万5,000円で請け負い、施工しております。

現在の出来高は10%でございます。

住工31補第2号町営本桜団地外壁改修工事（RC-2）につきましては、令和元年11月15日から令和2年3月23日までの工期で、株式会社坂口組基山支店が2,662万円で請け負い、施工しております。

現在の出来高は10%でございます。

平成30年度（繰）林道寺谷線道路改良工事につきましては、令和元年10月11日から令和2年1月31日までの工期で、有限会社飛松建設が1,381万6,000円で請け負い、施工しております。

現在の出来高は60%でございます。

基山中学校校舎大規模改造工事（管理棟）につきましては、令和元年11月6日から令和2年3月26日までの工期で、鳥飼建設株式会社が2億1,450万円で請け負い、施工しております。

現在の出来高は10%でございます。

平成30年災20-101亀の甲地区農業用施設（ため池）災害復旧工事につきましては、令和元年9月25日から令和2年1月31日までの工期で、鳥飼建設株式会社が2,359万5,000円で請け負い、施工しております。

現在の出来高は60%でございます。

下工31補第1号高島処理区外第711-1号外（夜水外）污水管築造工事につきましては、令和元年11月22日から令和2年3月13日までの工期で、太平商工株式会社が1,397万円で請け負い、施工しております。

現在の出来高は5%でございます。

次に、学校教育関係についてでございます。

基山中学校補充学習事業を補充学習指導員の支援のもと、数学と英語を基本に自学自習形式で学習会を実施しています。

1、2年生を対象にした「放課後学習会」は、1年生62名、2年生42名の参加により6月3日から実施しています。

3年生を対象にした「土曜学習会」は、16名の参加により9月21日から開始し、1月18日までの土曜日に12回開催する予定にしております。

次に、文化財関係事業についてでございます。

基山・対馬交流事業として小中学生と歴史研究団体の総勢30名により12月14日から15日で対馬を訪問し、基山と対馬の歴史的なつながりを学ぶため、現地の歴史遺産を見学し、対馬市の関係団体との交流を行う予定としており、11月16日に基山と対馬の関係を知るため大興善寺や荒穂神社、二国境石を見学し、事前学習を行いました。

次に、図書館関係についてでございます。

図書館は開館から4年目を迎え、8月に入館者50万人を達成し、10月には図書の貸し出し冊数が100万冊を超え、町内外の多くの方に利用していただいております。また、11月には事業の実践内容が認められ、「第5回図書館レファレンス大賞奨励賞」を受賞しました。

図書館事業につきましては、10月12日に開館時間を午後8時まで延長して行った「竹あかり

ナイト in 図書館」、10月30日に読書週間に合わせて行った「大人のための映写会」、11月3日に「子ども映写会」、11月9日に「ブックリサイクル」、11月30日に「きやまRESAS デジタルアカデミー事業」を行いました。

今後とも、知・学・交流の拠点として魅力ある図書館づくり、町民の方から親しまれる図書館づくりを目指していきます。

次に、寄附の報告についてでございます。

因通寺様より10月1日に10万円、基山町ソフトボール協会様より10月21日に3万5,000円、基山町ゴルフ協会様より11月2日に6万円、基山町育英資金貸付基金へ寄附がありましたので、受領いたしました。

また、福岡都市圏広域行政事業組合様より11月29日に5万円、災害復旧に対する寄附がありましたので、受領いたしました。

最後に、ふるさと応援寄附金についてでございます。

10月末時点での申し込み状況は、3万980件、4億4,056万円となっております。昨年と同時期に比較いたしますと、件数では13.8%増、金額では33.2%の減となっております。

以上をもちまして町政報告を終わらせていただきます。

日程第5～22 議案第41号～議案第53号、同意第7号、同意第8号、議案第54号～議案第56号

○議長（品川義則君）

日程第5. 議案第41号から日程第17. 議案第53号まで、日程第18. 同意第7号、日程第19. 同意第8号、日程第20. 議案第54号から日程第22. 議案第56号までを一括議題とします。

この際、朗読を省略し、これより提案理由の説明を求めます。松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

それでは、令和元年第4回定例議会に付議いたします議案について提案理由を説明申し上げます。

今回は条例案件13件、人事案件2件、予算案件3件を上程いたしております。

それでは、順次提案理由について説明いたします。

まず、議案第41号 基山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてでございます。

「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」が公布されたことに伴い、一般職

非常勤職員である会計年度任用職員制度が創設され、給与その他処遇について定めるため、「基山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」を制定するものでございます。詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第42号 基山っ子みらい館の設置及び管理に関する条例の制定についてでございます。

本町における子育て支援機能の充実を図り、総合的な子育て支援の推進を目的として基山っ子みらい館を設置するため、「基山っ子みらい館の設置及び管理に関する条例」を制定するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第43号 基山町環境基本条例の制定についてでございます。

本町における環境の保全と創造についての基本理念を定め、次世代を担う子どもたちに豊かな自然環境を残し、自然環境と人間生活が調和する誰もが住みよいまちをつくるため、「基山町環境基本条例」を制定するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第44号 基山町環境審議会条例の制定についてでございます。

「基山町環境基本条例」第13条第2項の規定に基づき、基山町環境審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、「基山町環境審議会条例」を制定するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第45号 基山町営駐車場の設置及び管理に関する条例の制定についてでございます。

町民生活の利便や交通安全を確保することを目的に、「地方自治法」第244条の規定に基づき、基山町営駐車場の設置及び管理をするため、「基山町営駐車場の設置及び管理に関する条例」を制定するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第46号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございます。

「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」が公布されたことに伴い、新たに会計年度任用職員制度が創設され、勤務時間、休暇その他処遇等について関係条例を整理するため、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理

に関する条例」を制定するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第47号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございます。

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布されたことに伴い、「児童福祉法」の一部が改正され、引用条文の号番号の整理が必要なため、また成年被後見人等について欠格条項を削除する等の必要な見直しを行うため、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」を制定するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第48号 基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正についてでございます。

人事院勧告の趣旨に鑑み、実情を踏まえ情勢適応の観点から、給料改定及び期末手当の支給月額を引き上げを行うため、「基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第49号 基山町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正についてでございます。

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布されたことに伴い、「地方公務員法」の一部が改正され、引用条文の号番号の整理が必要なため、また「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」が公布されたことに伴い、新たに会計年度任用職員制度が創設されるため、「基山町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例」を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第50号 基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてでございます。

人事院勧告の趣旨に鑑み、実情を踏まえて情勢適応の観点から、期末手当の支給月額を引き上げ及び期末手当支給月額の配分調整をするため、「基山町議会議員の議員報酬及び費用

弁償等に関する条例」を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第51号 基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございます。

「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」が公布されたことに伴い、「地方自治法」の一部が改正され、引用条文の項号番号の整理が必要なため、また消防団の充実強化に向け、消防団員の報酬の処遇改善が必要なため、「基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例」を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第52号 町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正についてでございます。

人事院勧告の趣旨に鑑み、実情を踏まえ情勢適応の観点から、期末手当の支給月額を引き上げ及び期末手当支給月額の調整をするため、「町長、副町長及び教育長の諸給与条例」を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第53号 基山町職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

人事院勧告の趣旨に鑑み、実情を踏まえ情勢適応の観点から、給料改定、勤勉手当の支給月額引き上げ及び住居手当の上限額引き上げ等を行うため、また「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」及び「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」が公布されたことに伴い、所要の改正が必要なため、「基山町職員の給与に関する条例」を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、同意第7号 基山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

基山町固定資産評価審査委員会委員の任期満了に伴い、新たに鳥飼秀巳氏を基山町固定資産評価審査委員会委員に選任いたしたく、「地方税法」第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、同意第8号 基山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございます。

基山町教育委員会委員の任期満了に伴い、新たに亀山牧子氏を基山町教育委員会委員に選任いたしたく、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第54号から議案第56号までは、令和元年度各会計の歳入歳出補正予算についてでございます。

議案第54号 令和元年度基山町一般会計補正予算（第6号）につきましては、今回補正予算として1億8,146万5,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、一般会計予算総額は歳入歳出とも79億8,278万円となります。

次に、補正予算の主なものについて申し上げます。

まず、障害者福祉費についてでございます。

利用の増加に伴い、障害福祉サービス費や障害児通所給付費、重度心身障害者医療費助成費などを追加するものでございます。

補正額は2,334万4,000円でございます。

次に、児童福祉総務費についてでございます。

小規模保育事業所の施設改修のための補助金の追加や園児数の増加に伴う施設型給付費、地域型保育施設給付費及び幼児教育・保育無償化給付費などを追加するものでございます。

補正額は9,009万7,000円でございます。

次に、災害復旧費についてでございます。

豪雨により被災した京ノ坪地区と黒目牛地区の農業用施設及び林道岩坪線、九千部山横断線の災害復旧工事を追加するものでございます。

補正額は1,431万5,000円でございます。

以上、概要につきまして申し上げましたが、他の内容につきましては担当課長より説明いたします。

議案第55号 令和元年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、今回補正予算として14万5,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額は歳入歳出とも20億9,217万6,000円となります。

なお、補正予算の内容は、国保システム改修委託料及び保険給付費交付金償還金等の増額でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

議案第56号 令和元年度基山町下水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、今回補正予算として2,564万9,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額は5億5,988万1,000円になります。

なお、補正予算の内容は、修繕費、汚水処理負担金費及び事業認可委託料等の増額でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞ御審議いただき、御可決いただきますようによろしくお願いいたします。

○議長（品川義則君）

以上で町長の提案理由の説明が終わりましたので、これより詳細説明を求めます。

議案第41号の詳細説明を求めます。熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

それでは、議案第41号 基山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について詳細説明をさせていただきます。

議案書の1ページをお願いいたします。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、一般職非常勤職員である会計年度任用職員制度の創設とともに、給与その他の処遇について定めるために条例を制定するものでございます。

まず、第1条は趣旨でございます。

第2条、定義ではフルタイム、パートタイムの会計年度任用職員等の定義を定めております。

第3条では給与の支払方法などについて、第4条では（給与からの控除）、いわゆる天引きについて、第5条では、給料表については基山町職員給与条例に準用することとしております。

第6条から第16条まではフルタイムの会計年度任用職員について定めております。

第6条では職務の級について規定をし、別表に定める会計年度任用職員等級別標準職務表により分類するものとしております。

第7条では、号給の基準は規則で定めることといたしております。

第9条、通勤手当については給与条例を適用することとしております。

第10条、特殊勤務手当については職員の特殊勤務手当てに関する条例を適用することとしております。

第11条では給与の減額、第12条では時間外勤務手当、第13条では休日勤務手当、第14条では給与の端数処理について規定をさせていただいております。

第15条では給与の減額や時間外勤務手当の1時間当たりの給与の額について定めをしております。

第16条では期末手当について規定をし、任期の定めが6月以上となる職員について支給することとし、期末手当の額は給与条例第21条第2項を適用することとしております。

ただし、常勤職員の取り扱いとの均衡などを踏まえ、附則第2条で2年間かけて段階的に引き上げる取り扱いを行うこととしております。

第17条から第26条まではパートタイム会計年度任用職員について規定をさせていただいております。

第17条では基本となる報酬の算定方法について、第18条では特殊勤務手当に相当する特殊勤務に係る報酬について、第19条では時間外勤務手当に相当する時間外勤務報酬、第20条では休日勤務に係る報酬について定めをしております。

第21条では報酬の支給について、第22条では報酬の減額について、第23条では報酬の端数処理について定めております。

第24条では勤務1時間当たりの報酬額について、第25条ではフルタイムの会計年度任用職員と同様に期末手当について規定をし、任期の定めが6月以上となる職員について支給することといたしております。

第26条では通勤に係る費用弁償について規定をし、その支給基準については規則に委任することといたしております。

第27条では旅費に係る費用弁償について定めをしております。

第29条では退職者の給与について規定をし、退職の期間中はいかなる給与も支払わないものとしております。

第30条は規則委任でございます。

本条例の施行につきましては、令和2年4月1日からとしております。

詳細説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（品川義則君）

次に、議案第42号の詳細説明を求めます。今泉こども課長。

○こども課長（今泉雅己君）

議案第42号 基山っ子みらい館の設置及び管理に関する条例の制定について詳細説明をさせていただきます。

議案書の9ページをお願いいたします。

今回の条例制定につきましては、平成29年11月に策定いたしました基山町保育所等整備基本構想に基づき、総合的子育て支援施設として基山っ子みらい館を建設し、本町における子育て支援機能の充実を図り、もって子育て支援を推進するため、基山っ子みらい館を設置するために条例制定を行うものでございます。

第1条では設置について定めております。

第2条では名称及び位置について規定しており、名称は基山っ子みらい館とし、位置は基山町大浦宮浦759番地1と定めております。

第4条では基山っ子みらい館の施設として基山町立保育所及び基山町子育て交流広場を置くこととしております。

第5条では職員について定め、保育所と子育て交流広場を設置することから、館長はこども課長としております。

第6条では保育所の事業目的及び保育料に関することを定めております。また、その他の事項は規則等への委任を行い、園長その他の運営に関する職員については規則の中で定めてまいります。

第7条では交流広場の目的について定め、保育所同様、その他の事項は規則等への委任を定めております。

第8条から第14条までは、公の施設として基山っ子みらい館のうち、別表に挙げる施設の使用許可及び使用料について定めております。

町外の使用料は、町内の利用者の負担割合を50%とし計算していることから、2倍の料金となっております。

附則においては、この条例の施行日は令和2年4月1日からとし、施設使用等に関する準備行為——事前申し込み等に当たりますが——については施行日前から行うことができるとしております。

また、本条例において保育所についても定めており、基山町保育所設置条例は廃止するこ

ととしております。

議案資料として8ページから11ページまでに、基山っ子みらい館の設置及び管理に関する条例施行規則及び基山っ子みらい館の使用料算定書、追加資料として1ページに基山っ子みらい館管理体制表（案）をつけております。後でお目通しのほうよろしくお願いいたします。

以上で基山っ子みらい館の設置及び管理に関する条例の制定についての詳細説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（品川義則君）

次に、議案第43号、議案第44号の詳細説明を求めます。井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

それでは、議案第43号 基山町環境基本条例の制定について説明させていただきます。

議案につきましては13ページから16ページとなっております。説明は、逐条解説書によりさせていただきますと思います。

資料の12ページをごらんください。

条例の内容を抜粋して説明させていただきます。

前文では、環境の保全と創造に取り組み、環境への負荷が少ないまちづくりを推進するために環境基本条例を制定することを宣言しております。

第1条、目的には次世代を担う子どもたちに豊かな自然を残し、自然環境と人間生活が調和する誰もが住みよいまちをつくることを目的として規定をしております。

本条例の範囲は、自然環境、生活環境、地球環境としております。

13ページをお願いいたします。

第2条は規定となっております。

この条例で使用する用語のうち、明確にしておかなければならない町民、滞在者、事業者、環境への負荷、公害、温室効果ガスについて規定しております。

第3条では、環境の保全と創造を進めるための基本理念を4つ掲げています。

自然環境を大切に守り、次世代の子どもたちに引き継ぐこと、環境に配慮した営みを行い自然環境を守ること、環境を守る大切さを学び、環境問題に地域から行動するまちを目指すこと、環境への負荷を低減し、住み続けたいまちにすることでございます。

14ページをお願いいたします。

第4条では町の役割を定めております。

施策を総合的に策定し、実施すること、各種施策は快適な環境を確保し、人事すること、町民、滞在者、事業者が自発的に行う活動を支援することと規定しております。

第5条では町民の役割を定めております。

資源エネルギーの節約や廃棄物の排出抑制と再利用を図り、環境への負荷の低減に努め、町の施策に協力することを規定しております。

第6条では、滞在期間における滞在者の役割を定めております。

第7条は事業者の役割となっております。

事業活動における公害の防止、資源エネルギーの節約や有効利用、廃棄物の排出抑制と再利用を図り、町の施策に協力することを規定しております。

15ページをお願いいたします。

第8条において、基本理念を実現する施策の基本方針として4つの方針を定めております。

町民の健康の保護や生活環境の保全、動植物の健全な生態系の保全、環境に関する教育、学習の推進、環境への負荷の少ない循環型社会の構築でございます。

第9条では必要な措置としまして、環境の保全と創造に支障を及ぼすおそれのある行為、町民、滞在者、事業者が自発的に取り組む活動に必要な措置を講ずることを規定しております。

16ページをお願いいたします。

第10条では、国、県及び他の地方公共団体との連携としまして、広域的な取り組みが必要な施策への連携について規定しております。

第11条では環境基本計画について策定、内容、手続、公表について規定しております。

第12条では環境状況の報告として、実施した施策について報告することを規定しております。

17ページをお願いいたします。

第13条では環境審議会の設置について、第14条では、この条例のほかに施行に必要な事項についての規定をしております。

附則としまして、施行期日につきまして、令和2年4月1日施行を規定しております。

議案第43号の説明については以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。詳細説明を終わらせていただきます。

次に、議案第44号 基山町環境審議会条例の制定について説明させていただきます。

議案書の17ページをごらんください。

この条例は、基山町環境基本条例に基づく基山町環境審議会を設置するため、条例の制定を行うものでございます。

第1条では趣旨としまして、審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとしております。

第2条では所掌事務として、審議会で審査、審議する事項について定めております。

第3条では、審議会は委員12人以内で組織し、関係行政機関の職員、関係団体の代表者、住民の代表者、学識経験者から町長が委嘱し、委員の任期は2年としております。

18ページをお願いいたします。

第4条から6条にかけて、会長、副会長を置くこと、会議、報酬等について定めております。

第7条では、審議会の庶務はまちづくり課で行うものとしております。

第8条では、この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定めるものとしております。

施行期日につきましては、令和2年4月1日に施行される。附則において規定しております。

また、委員の任期は、第3条第3項の規定には2年としておりますが、特例措置としまして、この条例の施行の日以後、最初に委嘱された委員の任期は令和4年3月31日までとし、この条例の施行の日以後、最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、町長が招集するものとしております。

また、第6条の委員の報酬につきましては、議案資料18、19ページに基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則（案）を掲載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

議案第44号の説明については以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。詳細説明を終わらせていただきます。

○議長（品川義則君）

次に、議案第45号の詳細説明を求めます。古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

それでは、議案書19ページをお願いいたします。

資料追加分 2 ページに概要、 3 ページに駐車場の配置を示しております。

それでは、基山町営駐車場の設置及び管理に関する条例の制定について御説明をいたします。

条例では、第 1 条、設置に関する目的として町民生活の利便及び交通安全の確保のため、基山町営駐車場を設置するものとしております。

第 2 条、名称及び位置では名称を基山町営けやき台駐車場、位置は基山町けやき台四丁目 57 番地としています。

第 3 条、使用車両では駐車場を使用できる車両の規格を定めております。

第 4 条、使用料では、町長は駐車場の利用者から 1 区画当たり月額 3,500 円の使用料を徴収するものとしております。

第 5 条では使用料の免除について、緊急車両、地方公共団体の職員が行う防疫活動などの免除について定めております。

第 6 条では使用料の還付について定めております。

第 7 条では権利の譲渡等の禁止について定めております。

第 8 条では駐車場での禁止行為について、管理に支障することがないように定めております。

第 9 条では駐車場の休止について定めております。

第 10 条では損害賠償について定めております。

第 11 条では賠償責任について定めております。

第 12 条では業務の委託について定めております。

第 13 条で、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるものとしております。

附則におきまして、この条例は令和 2 年 4 月 1 日から施行するものとしております。

施行前に必要な準備行為については、条例の施行日前においても行うことができるとしております。

資料といたしまして、資料 20 ページに基山町営駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則を示しておりますので、ごらんください。

附則におきましても、令和 2 年 4 月 1 日からの施行といたしております。

御審議賜り、御可決いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

説明を終わらせていただきます。

○議長（品川義則君）

次に、議案第46号、議案第47号、議案第48号、議案第49号、議案第50号、議案第52号、議案第51号、議案第53号の詳細説明を求めます。熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

それではまず、議案第46号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について詳細説明をさせていただきます。

今回の条例制定につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、新たに会計年度任用職員制度が創設され、勤務時間、休暇その他処遇等について関係条例を整理するために制定するものでございます。

改正の内容につきましては、議案資料22ページの新旧対照表にて御説明を申し上げます。

第1条、基山町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正では、第3条に報告対象職員を定めております。対象職員は、常勤職員のうち、臨時的任用職員を除いた職員に非常勤職員のうち再任用職員の短時間勤務者及びフルタイムの会計年度任用職員を加えた職員としております。

第2条、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正では、短時間会計年度任用職員の減給の対象となる報酬の額について新たに規定をさせていただいております。

第3条、基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正では、非常勤職員の勤務時間、休暇等について町長が基準を定めることといたしております。

第4条、基山町職員の育児休業等に関する条例の一部改正では、第7条第2項では会計年度任用職員について勤勉手当は支給いたしませんので、除く規定を置いたものでございます。

第8条では、育児休業をした職員の職務復帰後における号給調整を会計年度任用職員については行わないことを規定させていただいております。

第18条では、第7条で地方公務員法を引用しているため、法律番号を削除したものでございます。

第5条、基山町職員の旅費に関する条例の一部改正では、第2条第2項で常勤の会計年度任用職員について、行政職給料表の2級以下の職員とみなすことといたしております。

施行日につきましては、令和2年4月1日から施行することといたしております。

議案第46号の詳細説明は以上でございます。

次に、議案第47号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について詳細説明

をさせていただきます。

今回の条例制定につきましては、成年被後見人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別することがないように、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されました。その趣旨に沿い、欠格条項などを削除する必要がございましたので、制定するものでございます。

改正の内容につきましては、議案資料24ページの新旧対照表で御説明を申し上げます。

第1条、基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正では、第23条第2項第2号の児童福祉法第34条の20第1項第1号、成年被後見人又は被補佐人が削除され、号が繰り上げられたものに伴う改正でございます。

次に、第2条、基山町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正では、第4条第1号の成年被後見人又は被補佐人を削除し、各号を1号ずつ繰り上げるものでございます。

また、改正後の第1号中の禁錮の「錮」につきましては、常用漢字に加えられたことからルビの削除を行っております。

第2号では、改正前の免職を、国が適切な表現にするために懲戒免職に改めるとしたことから、そのことに対応したものでございます。

第5条第2項第1号では、前条の号の繰り上げに伴う改正でございます。

施行日でございますが、法律の施行日から6月の令和元年12月14日から施行することとしております。

議案第47号の詳細説明は以上でございます。

次に、議案第48号 基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について詳細説明をさせていただきます。

議案書26ページをお願いいたします。

今回の基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正につきましては、人事院勧告に伴い、実情を踏まえ情勢適応の観点から、給与改定及び期末手当の支給月数の引き上げを行うために改正するものでございます。

では、条例の本文について御説明をいたします。

まず、第1条につきましては、任期付職員のうち、特定任期付職員の1号級の給料月額を37万4,000円から37万5,000円に1,000円の引き上げを行うものでございます。

令和元年度の期末手当6月分は据え置き、12月分を100分の172.5と0.05月の引き上げを行うものでございます。

第2条につきましては、令和2年度以降の期末手当を6月、12月ともに100分の170とするものでございます。

最後に、施行日でございますが、公布の日から施行するとし、第2条の規定は令和2年4月1日から施行いたします。また、第1条に規定する改正後の基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定は、平成31年4月1日から適用することといたしております。

議案第48号の詳細説明は以上でございます。

次に、議案第49号 基山町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について詳細説明をさせていただきます。

議案書28ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されたこと、新たに会計年度任用職員制度を創設するために地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、基山町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、議案資料27ページの条例新旧対照表にて御説明を申し上げます。

第1条では、条例第5条、失職の特例で、地方公務員法第16条の欠格条項の第1号、成年被後見人又は被補佐人が削除され、号番号を繰り上げた改正でございます。

第2条では、条例第3条の休職の効果について、会計年度任用職員については任期が限られているため、その規定を追加したものでございます。

施行日でございますが、第1条については令和元年12月14日から、第2条につきましては令和2年4月1日からの施行といたしております。

議案第49号の詳細説明は以上でございます。

次に、議案第50号 基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について及び議案第52号 町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正について、あわせて詳細説明をさせていただきます。

議案書では29ページから30ページ、32ページから33ページをお願いいたします。

今回の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正につきましては、人事院勧告の給与改

定に準じ、特別職の国家公務員の特別級も一般職の指定職に準じて改定され、特別級が0.05月分引き上げられております。

このため、本町においても同様に期末手当を改正するものでございます。

施行日でございますが、公布の日から施行するとし、基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正及び町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行いたします。

また、基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正及び町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正、第1条の規定は、平成31年4月1日からの適用とさせていただきます。

議案第50号及び議案第52号の詳細説明は以上でございます。

次に、議案第51号 基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について詳細説明をさせていただきます。

議案書31ページをお願いいたします。

今回の基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、地方自治法の一部が改正され、引用条文の項番号の整理が必要なこと、消防団の充実強化を行うために消防団員報酬の処遇改善が必要なために改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、議案資料29ページの新旧対照表にて御説明を申し上げます。

第1条では、地方自治法の一部が改正され、引用条文の項番号の整理を行ったものでございます。

次に、別表のほうでございますけれども、支援団員が「4,800円」を「6,000円」に、消防団員が「9,500円」を「12,000円」に、消防班長が「12,300円」を「15,600円」にそれぞれ引き上げるものでございます。

条例の施行日につきましては、令和2年4月1日から適用することとさせていただきます。

議案第51号の詳細説明は以上でございます。

次に、議案第53号 基山町職員の給与に関する条例の一部改正について詳細説明をさせていただきます。

今回の基山町職員の給与に関する条例等の一部改正につきましては、人事院勧告に伴います職員の給与改定など、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関

係法律の整備に関する法律及び地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、所要の改正が必要なために改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、議案資料31ページの新旧対照表で御説明を申し上げます。

まず、第1条の勤勉手当につきましては、令和元年6月分は100分の92.5と据え置き、12月分については100分の97.5と0.05月の引き上げを行うものでございます。

また、別表第1の行政職給料表では、初任給及び若年層の俸給月額を引き上げ、平均改定率0.1%となっております。

38ページをお願いいたします。

第2条、期末手当、第21条及び第21条の2、第1項第2号、第22条、第25条では、成年被後見人又は被補佐人が欠格条項から削除されたことに伴う改正でございます。

また、同条同項第4号、第21条の3では、禁錮の「錮」が常用漢字とされたことから、ルビの削除を行ったものでございます。

39ページの第3条につきましては、住居手当の支給対象となる家賃の下限を「12,000円」から「16,000円」に引き上げ、手当額の上限額を「27,000円」から「28,000円」に引き上げる改正でございます。

第22条では、令和2年4月以降に支給する勤勉手当の率を「100分の95」とするものでございます。

最後に、施行日でございますが、公布の日から施行するとし、第2条の規定は令和元年12月14日から施行いたします。また、第3条に規定する改正後の基山町職員の給与に関する条例は、令和2年4月1日から適用します。

また、第1条の規定に係る改正後の基山町職員の給与に関する条例は、平成31年4月1日から適用とさせていただきます。

議案第53号の詳細説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（品川義則君）

次に、議案第54号の詳細説明を求めます。平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

それでは、議案第54号 令和元年度基山町一般会計補正予算（第6号）について説明をさせていただきます。

議案書45ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、予算総額に歳入歳出それぞれ1億8,146万5,000円を追加し、予算総額を79億8,278万円とするものでございます。

議案書46ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。主なものを申し上げます。

まず、歳入につきましては、13款. 国庫支出金を5,961万5,000円、14款. 県支出金を3,737万7,000円、17款. 繰入金を7,634万5,000円、それぞれ増額をお願いしております。

次に、47ページ、48ページをお願いいたします。

歳出でございます。

3款. 民生費を1億1,566万7,000円、10款. 教育費を1,227万9,000円、11款. 災害復旧費を1,431万5,000円、13款. 諸支出金を2,394万3,000円、それぞれ増額し、予備費を16万9,000円減額することで調整を図らせていただいております。

49ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正でございます。

本桜団地外壁改修の事業費の減に伴い、公営住宅建設事業を50万円の減額、林道岩坪線及九千部山横断線に係る農林施設災害復旧事業を補助率の増などに伴い、20万円の減額をお願いしております。

次に、内容につきまして、事項別明細書により説明をさせていただきます。

3ページをお願いいたします。

歳入でございます。

11款. 分担金及び負担金、1項. 分担金、1目. 農林水産業費分担金、1節. 農業費分担金に、京ノ坪地区、黒目牛地区の農地及び農業用水路に係る災害復旧費分担金として209万1,000円の増額をお願いしております。

5ページをお願いいたします。

13款. 国庫支出金、1項. 国庫負担金、1目. 民生費国庫負担金、1節. 児童福祉費負担金に、対象者の増見込みにより児童手当負担金に326万6,000円の増額をお願いしております。また、子どものための教育・保育給付費負担金に2,846万2,000円の増額をお願いしております。これは基山バディ認定こども園や地域型保育施設、認可外保育施設などへの施設給付費に係るものでございます。

次に、2節. 社会福祉費では、利用の増加に伴い、障害者自立支援給付費負担金を495万3,000円の増額、障害児入所給付費等及び入所医療費等負担金を543万8,000円増額をお願いしております。

また、その下の障害児入所給付費等及び入所医療費等負担金過年度分168万4,000円の増額につきましては、実績による追加交付分でございます。

6ページをお願いいたします。

2項. 国庫補助金、1目. 民生費国庫補助金、2節. 児童福祉費補助金に、保育対策総合支援事業費補助金1,100万円の追加をお願いしております。これは小規模保育事業所の施設改修費補助に係るものでございます。

次に、8目. 総務費国庫補助金、1節. 総務費補助金に、社会保障・税番号制度システム整備費補助金411万4,000円の追加をお願いしております。これは国保のオンライン資格確認対応に伴うシステム改修に係るものでございます。

7ページをお願いいたします。

14款. 県支出金、1項. 県負担金、1目. 民生費県負担金、1節. 児童福祉費負担金に、施設型給付費負担金1,386万円の増額をお願いしております。国庫負担金と同様に基山バディ認定こども園などへの施設給付費に係るものでございます。

次に、2節. 社会福祉費負担金では、交付額の減見込みにより国民健康保険基盤安定負担金220万1,000円の減額をお願いしております。また、国庫負担金と同様に、利用の増加に伴い、障害者自立支援給付費負担金247万6,000円の増額、障害児入所給付費等及び入所医療費等負担金271万9,000円増額をお願いしております。

8ページをお願いいたします。

2項. 県補助金、3目. 衛生費県補助金、1節. 保健衛生費補助金に、助成額の増見込みにより子どもの医療費助成事業補助金376万9,000円の増額をお願いしております。

次に、8目. 災害復旧費県補助金、1節. 農林水産施設災害復旧費補助金に、林道岩坪線及び九千部山横断線に係る林道施設現年発生災害復旧費補助金777万4,000円の増額をお願いしております。

また、京ノ坪地区、黒目牛地区に係る農地農業用施設現年発生災害復旧費補助金598万4,000円の増額をお願いしております。

13ページをお願いいたします。

17款. 繰入金、1項. 基金繰入金、2目1節. 財政調整基金繰入金に5,200万円の増額、10目1節. ふるさと応援寄附基金繰入金に2,434万5,000円の増額をお願いし、財源調整を図らせていただいております。

15ページをお願いいたします。

19款. 諸収入、5項3目2節. 雑入に、後期高齢者医療療養給付費返還金413万9,000円の追加をお願いしております。前年度分の精算分でございます。

また、同様に子どもの医療高額療養費過年度分121万1,000円の追加もお願いをいたしております。

続きまして、歳出でございます。

17ページ以降の2節、3節、4節の人件費につきましては、主に人事院勧告に伴う給与改定や共済負担金の負担率の見直しなどによるものでございます。

20ページをお願いいたします。

2款. 総務費、1項. 総務管理費、7目. 交通安全対策費、13節. 委託料に、樹木伐採委託料624万8,000円の追加をお願いしております。これはけやき台団地内の交通規制標識設置及び視認性確保のためのものでございます。

議案資料の52ページに位置図を掲載いたしておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

25ページをお願いいたします。

3款. 民生費、1項. 社会福祉費、1目. 社会福祉総務費、28節. 繰出金に、国民健康保険特別会計繰出金137万7,000円の増額をお願いしております。これは国保のオンライン資格確認対応に伴うシステム改修費の増などによるものでございます。

次に、5目. 防犯対策費、15節. 工事請負費では、防犯カメラ設置工事に137万3,000円の増額をお願いしております。けやき台駅東側駐輪場などへの設置を予定しております。

26ページをお願いいたします。

6目. 障害者福祉費、20節. 扶助費に、支給額の増見込みにより重度心身障害者医療費助成費197万2,000円の増額をお願いしております。また、利用の増加に伴い、障害福祉サービス費及び障害児通所給付費にそれぞれ990万7,000円、1,087万8,000円の増額をお願いしております。

27ページをお願いいたします。

2項. 児童福祉費、1目. 児童福祉総務費では、13節. 委託料に、園児数の増に伴い、広域入所保育事務委託料226万2,000円の増額をお願いしております。

次に、19節. 負担金補助及び交付金では、保育対策総合支援事業費補助金1,650万円の追加をお願いしております。これは新たな小規模保育事業所の施設改修に係るものでございます。

次に、20節. 扶助費では、対象児童数の増加見込みにより児童手当に453万5,000円の増額をお願いしております。子どもの医療費助成費につきましても、支給額の増加を見込み、733万5,000円の増額をお願いしております。

また、園児数の増により、基山バディ認定こども園などに対する施設型給付費に3,214万2,000円の増額、同様にたんぼぼ保育園施設給付費に421万1,000円の増額をお願いしております。

28ページをお願いいたします。

こちらも園児数の増に伴い、小規模保育事業所に対する地域型保育施設給付費に1,248万円の増額をお願いしております。

また、幼児教育・保育無償化給付費に1,053万6,000円の増額をお願いしております。これは子ども・子育て支援新制度への未移行幼稚園や認可外保育施設の園児数の増見込みなどによるものでございます。

30ページをお願いいたします。

4款. 衛生費、2項. 清掃費、2目. 塵芥処理費、11節. 需用費に、消耗品費115万5,000円の減額をお願いしております。ごみ袋購入費の入札減によるものでございます。

36ページをお願いいたします。

8款. 土木費、2項. 道路橋梁費、1目. 道路維持費、11節. 需用費に、修繕料として基山駅前トイレの改修などのための197万9,000円の増額をお願いしております。

次に、2目. 道路新設改良費、19節. 負担金補助及び交付金では、けやき台駅通り線橋梁補修に係るJRへの負担金として365万1,000円の増額をお願いしております。事業費の増によるものでございます。

41ページをお願いいたします。

10款. 教育費、2項. 小学校費、1目. 基山小学校管理費、11節. 需要費、修繕料に799万9,000円の増額をお願いしております。これは来年度の学級編制に伴い、普通教室を増室

するためのものがございます。

また、あわせまして18節、備品購入費に99万円の増額もお願いをしております。生徒用の机、椅子や教職員用のパソコンなどを購入するためのものがございます。

次に、2目、若基小学校管理費、11節、需用費、修繕料に108万7,000円の増額をお願いしております。体育館のどんちょう取りかえ、それとトイレ修繕に係るものがございます。

42ページをお願いいたします。

3項、中学校費、1目、学校管理費、11節、需用費、修繕料に171万6,000円の増額をお願いしております。体育館のどんちょう及びカーテン取りかえに係るものがございます。

45ページをお願いいたします。

11款、災害復旧費、1項、農林水産施設災害復旧費、1目、農地農業用施設災害復旧費、15節、工事請負費に、京ノ坪地区、黒目牛地区の農地及び農業用水路に係る農地農業用施設災害復旧工事580万円の増額をお願いしております。

次に、2目、林業施設災害復旧費では、15節、工事請負費に、林道岩坪線及び九千部山横断線に係る林道施設災害復旧工事851万5,000円の増額をお願いしております。

46ページをお願いいたします。

13款、諸支出金、2項、諸費、1目、国県支出金返納金、23節、償還金利子及び割引料に、国県支出金返納金2,394万3,000円の増額をお願いしております。内訳につきましては、議案資料の53ページに掲載をいたしておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

47ページをお願いいたします。

最後に、14款、予備費でございます。今回、16万9,000円を減額し調整を図らせていただいております。

以上で令和元年度基山町一般会計補正予算（第6号）の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（品川義則君）

次に、議案第55号の詳細説明を求めます。吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

それでは、議案第55号 令和元年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の説明をさせていただきます。

議案書の50ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ14万5,000円の追加をお願いし、総額を20億9,217万6,000円とするものでございます。

補正内容につきましては、国民健康保険特別会計の事項別明細書により御説明をさせていただきます。

まず、歳入でございます。事項別明細書の3ページをお願いいたします。

5款1項1目2節、保険者努力支援分167万9,000円の減額、特別調整交付金分44万7,000円の増額をお願いしております。こちら令和元年度の交付金の額が決定したことによるものでございます。

4ページをお願いいたします。

7款1項1目1節の一般会計繰入金に137万7,000円の増額をお願いしております。

内訳として、保険基盤安定繰入金の保険税軽減分286万2,000円の減額、保険者支援分21万5,000円の減額につきましては、令和元年度の額の確定、軽減世帯の減少によるものでございます。職員給与費等繰入金の497万3,000円の増額につきましては、人件費とシステム改修委託料の増でございます。財政安定化支援事業繰入金51万9,000円の減額につきましては、額の確定によるものでございます。

3ページの県支出金と4ページの繰入金の歳入項目の計上に伴いして、6ページから8ページの歳出、3款・国民健康保険事業費納付金の項目にそれぞれ財源内訳の変更が生じておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。5ページをお願いいたします。

1款1項1目、一般管理費につきましては、13節・委託料、基幹系情報システム改修業務委託料417万7,000円の増額をお願いしております。こちら外国人被保険者の在留資格を管理できるようにすることと、2021年からマイナンバーカードに保険証機能を付与することが予定されておりますので、オンラインによる資格確認に対応できるようにすること等に伴いまして、市町の国保システムの改修を行うものでございます。

こちらの財源につきましては、一般会計に国庫補助を計上させていただきまして、繰入金として同額の補正をお願いしております。

9ページをお願いいたします。

9款1項5目23節、償還金利子及び割引料の保険給付費等交付金償還金として3,334万円の追加をお願いしております。前年度に佐賀県から交付された普通交付金について、概算で

交付を受け、次年度に精算をする仕組みになっております。前年度多く交付されていた分について今年度に返納を行うものでございます。

最後に、10ページをお願いいたします。

10款の予備費でございます。今回、3,773万6,000円の減額をお願いし財源調整を行うものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（品川義則君）

次に、議案第56号の詳細説明を求めます。古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

議案第56号 令和元年度基山町下水道事業会計補正予算（第3号）について詳細説明をさせていただきます。

議案書53ページをお願いいたします。

第2条、令和元年度基山町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額の補正をお願いいたします。

収益的収入では、第1款第1項、営業収益619万3,000円の増額をお願いし、第1項計では1億8,252万3,000円といたします。

収益的支出では、第1款第1項、営業費用496万円の増額をお願いし、第1項計では3億3,818万1,000円といたします。

下水道事業収益では、補正後、4億973万7,000円となります。

下水道事業費用では、補正後、3億8,929万9,000円となります。

第3条、令和元年度基山町下水道事業会計予算第4条で定めた資本的収入及び支出の予定額の補正をお願いいたします。

第1款、資本的収入では、第4項、基金繰入金を1,945万6,000円増額し、第4項計では6,478万2,000円といたします。

第1款、資本的支出では、第1項、建設改良費を2,068万9,000円増額し、第1項計では6,227万9,000円といたします。

第1款、資本的収入では、合わせて7,373万3,000円といたします。

第1款、資本的支出では、合わせて1億7,058万2,000円といたします。

補正の詳細につきましては、令和元年度基山町下水道事業会計補正予算（第3号）実施計

画兼事項別明細書にて主なものを説明いたします。

実施計画兼事項別明細書 1 ページをお願いいたします。

収益的収入でございます。1 款. 下水道事業収益、1 項. 営業収益、1 目. 下水道使用料を619万3,000円の増額をお願いいたします。これは下水道使用料の増加に伴うものでございます。

3 ページをお願いいたします。

収益的支出でございます。1 款. 下水道事業費用、1 項. 営業費用、1 目. 管渠費、20万円増額をお願いいたします。これは管渠の途中に設置していますマンホールポンプの動力費用増加分でございます。

3 目. 処理場費、修繕費114万4,000円の増額をお願いしております。これは基山ニュータウン処理場沈殿槽部分の修繕に係るものでございます。

4 ページをお願いいたします。

収益的支出でございます。1 款. 下水道事業費用、1 項. 営業費用、4 目. 総係費、通信運搬費 8 万6,000円をお願いしております。これは全体計画の変更に伴い、意見聴取に要する郵送費でございます。

1 款. 下水道事業費用、1 項. 営業費用、5 目. 流域下水道維持管理費、負担金を342万9,000円の増額をお願いしております。これは流域下水道での汚水処理に要する処理費用負担金でございます。

6 ページをお願いいたします。

次に、資本的収入でございます。主なものについて御説明をいたします。

1 款. 資本的収入、4 項. 基金繰入額、1 目. 基金繰入金を1,945万6,000円の増額をお願いし、収支均衡のため調整をいたします。

7 ページをお願いいたします。

次に、資本的支出でございます。主なものについて御説明いたします。

1 款. 資本的支出、1 項. 建設改良費、1 目. 下水道整備費、委託料1,954万7,000円の増額をお願いいたします。これは基山町が排出する流域下水道の終末処理施設が宝満川上流域から宝満川流域へ変更することに伴う事業計画の変更を行う委託費となります。

宝満川流域への接続管及びポンプ場に関する事業計画策定も行います。

1 款. 資本的支出、1 項. 建設改良費、1 目. 下水道整備費、移設補償費110万円をお願い

いたします。これは会田地区の汚水管築造工事に伴い、支障する水道管移設に係る補償費となります。

今回の補正につきましては、基山町下水道事業会計を2,564万9,000円の増額をお願いし、現計予算と合わせた総額5億5,988万1,000円とするものです。

以上で基山町下水道事業会計補正予算の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（品川義則君）

本日の会議は以上をもちまして散会とします。

～午前11時24分 散会～